



新たな生活のスタート！ この機会に防火防災対策を

職場などへ

新たな職場などで、消火器などの消防用設備等の状況や、避難経路などを確認しておきましょう。事業所は、消防計画を基に「防火・防災教育」を実施することが重要な時期です。

住まいへ

引っ越しなどで新居を構える方、部屋の大きな模様替えをする方も多いのではないのでしょうか。この機会に、家具などの転倒防止策をしましょう。

地震に備えて

地震はいつ起こるか分からない恐ろしい災害です。いつ地震が起こってもいいように備えが必要です。予め準備しておくことで、自分、そして家族を守りましょう。

家庭での防災会議

地震の時に家族が慌てず行動できるように、日頃から話し合い、情報を

共有しておきましょう。家族が離ればなれて被災したときを考えて、お互いの安否の確認手段を考えておくことも大切です。

備蓄品を備え、非常持出品を準備する

地震が発生すると普段どおりの生活ができなくなる事も考えられます。数日間生活できるだけの『備蓄品』を備えておきましょう。目安として最低3日間程度の水や食料品は備蓄しましょう。

家具の配置と固定

建物が無事でも、家具などが転倒すると、下敷きになってケガをしたり、避難経路を塞いだりしてしまいます。



▲家具などの転倒防止策 (つっぱり棒やL字金具)



▲出入口・寝室では、家具の配置に注意！



いざという時、避難の妨げにならないよう家具の配置や方向にも注意が必要です。また、寝室では背の低い家具を置くか家具の置き方を工夫し、寝ている方向へ倒れてこないよう配置しましょう。

問合せ先 丹羽消防署 予防課

☎ 95-51500

介護保険料を昨年度から継続して特別徴収で納めている方へ

4月、6月に年金から徴収される額は、仮徴収として前年度2月と同額を「仮徴収」としてお支払いいただきます。翌年度の仮徴収額を確認するために、6月に送付する「納入通知書（介護保険料決定通知書）兼特別徴収開始通知書」（以下、通知書）は、大切に保管してください。

| 令和6年度 | 令和7年度（今年度） | | | | | | 令和8年度 | |
|-------|------------|----|-----|-----|-----|----|-------|----|
| 本徴収 | 仮徴収 | | 本徴収 | | | | 仮徴収 | |
| 2月 | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 | 4月 | 6月 |

令和6年度2月分と同額を仮徴収します

令和8年度4月・6月の仮徴収額となります

※**仮徴収** 前年所得が確定していないため、令和7年度4月、6月分の介護保険料は、令和6年度2月分と同額を年金から徴収します。今年度より仮徴収額の通知書の送付はございませんので、毎年6月に送付する通知書でご確認ください。

※**本徴収** 確定した前年所得をもとに決定した年間保険料額から、4月、6月に仮徴収した額を差し引いた金額を8月、10月、12月、翌年2月の4回に分けて年金から徴収します。

問合せ先 長寿ふくし課 ☎ 94-0051